



# 放火火災とご近所の底力

総務省消防庁予防課長  
小林 恭一

## はじめに

最近、放火による火災がどんどん増えています。件数だけでなく、火災全体に占める放火火災の比率が大きくなり伸びていることにも留意しなければなりません。このため、火災による被害を減らしていくには、「失火による火災」の予防対策だけでは十分でなく、放火火災の防止対策が不可欠になっています。

ところが、放火火災は現代社会の歪みを体現している面が強く、これを防止することは容易ではありません。社会全体でその防止を図っていく必要があるのです。

本稿では、このような状況を踏まえ、最近の放火火災の実態とその防止対策及び消防庁の取り組み等について整理してみたいと思います。

## 1 放火火災の実態

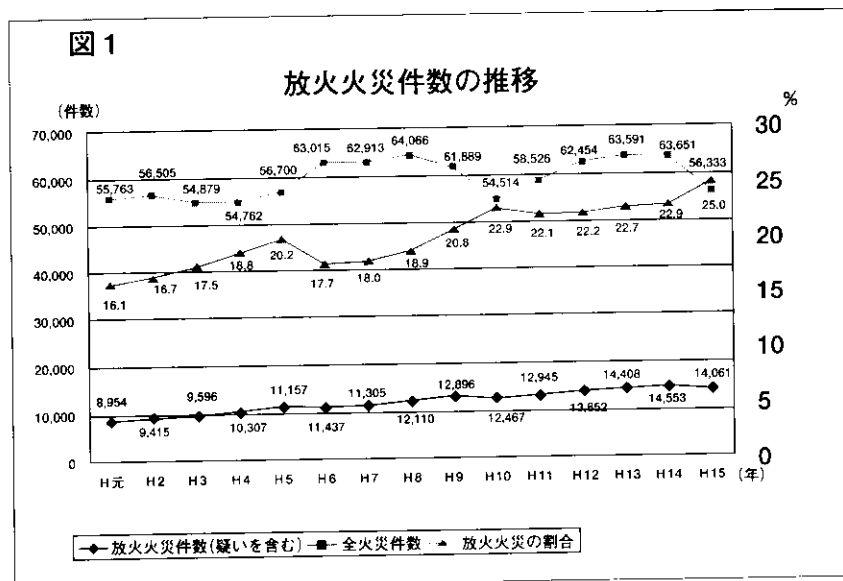
### (1) 放火火災件数の推移

#### 〔放火火災は増加の一途〕

火災統計上「放火火災」は、消防機関の調査の結果「火災原因」が「放火」と特定されたものを言います。放火火災の件数は、平成15年には8,354件で、前年に比べ138件（1.7%）増加し、平成8年から8年連続して火災原因のトップとなっています。

さらに、「放火」と特定されるまでに至らない「放火の疑い」とされたものも含めると、このような「放火火災（以後、特に断らない限り、「放火」と「放火の疑い」を合わせたものを指すことにします）」は、平成15年には14,061件で、全火災（56,333件）の25.8%を占めるに至っています。平成元

年には8,954件（16.1%）でしたから、14年間で件数も比率も約1.6倍増加したことになります。また、この間の傾向を見ても、「放火火災」の件数はほぼ直線的に増加しています（図1）。

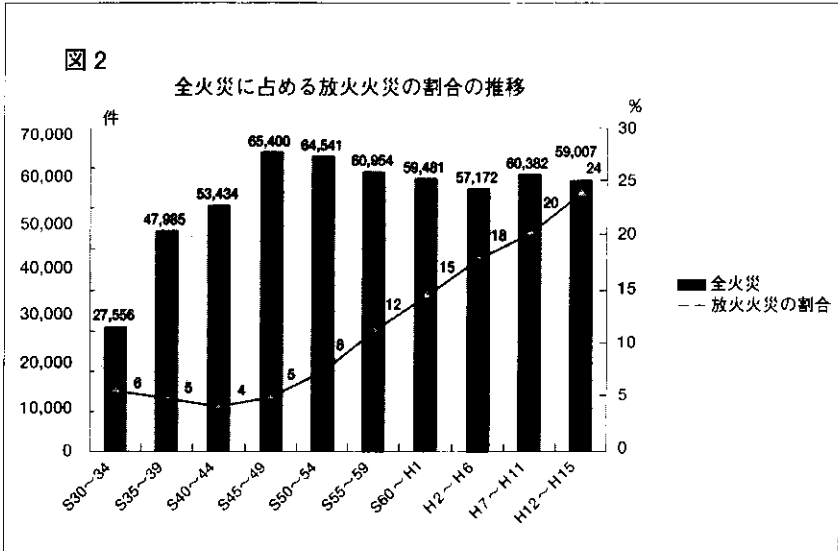


### 〔放火火災は昭和45年頃から急増〕

全火災に占める放火火災の比率の推移を調べてみると、昭和31年から昭和45年頃までは大体4～5%程度で安定していたのですが、昭和45年を境として急激に増加傾向に転じたことがわかります。以後、ほぼ直線的に増加傾向を示し、今や20%を大きく超える状況になってきています（図2）。

放火が増えている直接の原因は、社会の歪みが大きくなり「放火」という手段でストレスを解消しようとする人が増えていることだと考えられますが、高度経済成長に伴う農村型共同体の崩壊といわゆる「都市化」の進展にその遠因があると考えられています。

高度経済成長の最終ステージに入った昭和40年代の半ば頃によく放火火災の比率が急上昇し始めたということは、この問題が様々な要因がからみあった複雑な側面を持っていることを示していると考えられます。



【放火火災だけが増えている】

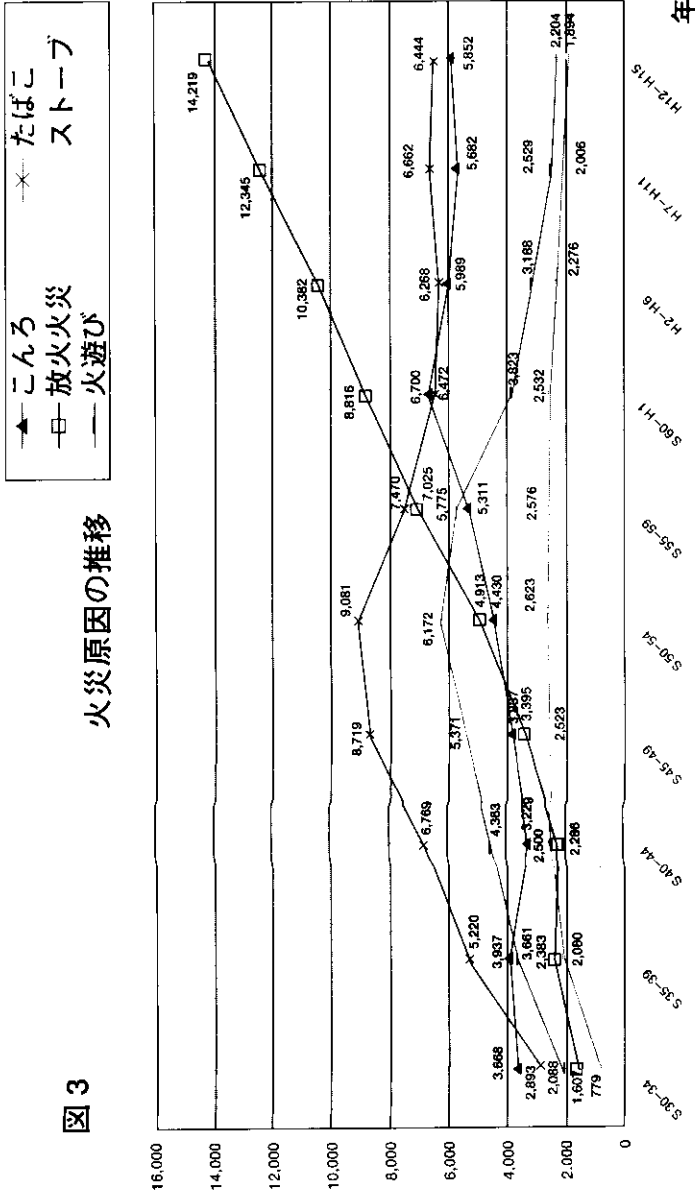
原因別に火災件数の推移を見ると、大部分の要因は減少傾向にあるのですが、その中で「放火」だけが急増しています（図3）。このため、全体としての火災発生件数は横這いになっています。

日本の人口当たりの火災発生件数は、欧米諸国に比べて桁違いに少なく、日本全体の火災発生件数（56,333件（2003年））は、ニューヨーク1市（81,930件（1999年））よりもはるかに少ないくらいです。これは、古来日本の建物が木造中心で火災に弱く、しばしば街全体が燃えてしまうような大火を経験して来たため、社会全体に「火災を出さない」ためのノウハウの蓄積が進んでいることが理由だと考えられています。日本民族の心の底に「火は怖いもの」という潜在意識が欧米諸国の人々よりも強く刷り込まれているため、一人ひとりの火の扱い方が丁寧ですし、電気用品、電気配線、厨房機器、暖房機器などの火災発生防止対策が進むなど、社会システムの要所に火災を出さないための仕組みが組み込まれるようになって来ているのです。

「放火火災だけが増えている」ということは、日本全体として、「放火させない、されない環境づくり」についてのノウハウの開発や普及、蓄積が、

図 3

火災原因の推移



「火災を出さないようにする」ためのノウハウの蓄積に比べて遅れていることを意味しています。

## (2)放火火災の実態分析

### 【放火に関する調査研究】

放火が火災原因として主要な位置を占めるようになってきたため、消防庁では平成9年度から2年間、「防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究委員会（委員長 上原陽一・横浜国立大学名誉教授）」を設置して放火の実態と防止策に関する様々な調査と研究を行いました。また、その調査研究の結果を基に、平成11年度に「放火火災予防対策マニュアル」の形で全国の消防機関に配布しています。

放火防止対策を考えるにあたって、まず、その委員会の報告書とマニュアル及び平成15年版消防白書等から、放火火災の特性について整理してみることにしましょう。

### 【放火は都市部に多い】

放火が都市部に多いことはご存知の方も多いと思います。放火火災が全火災に占める割合を見ると、平成14年には、全国平均では22.9%ですが、東京、横浜など13大都市では35.1%（最も高い大阪市は41.3%）にもなります。ちなみに、この割合は昭和54年にはそれぞれ9.3%と23.7%でした。全国的に「都市化」が進行している状況がうかがえる数字です。

放火火災件数を都道府県別に見ると、平成14年中に最も放火火災が多かったのは東京都で2,554件、次いで大阪府の1,431件、愛知県の1,287件と続いています。逆に、最も少なかったのは佐賀県で33件、以下徳島県（34件）、島根県（36件）の順になっています。

「都市化」された地域で放火が多いのは、都市生活の孤独やストレスに加え、「周囲に自分を知る人が少ないので、放火してもわからないだろう」という「都市の匿名性」が大きいと考えられています。

### 【放火火災はどこで発生するか】

平成15年の火災統計で放火火災がどこで発生しやすいかを見てみると、件数的に最も多いのは「建物火災」（が放火によって発生する場合）で6,505件

(建物火災全体の20.0%)となっています。2番目は路上のゴミ箱や電柱のポスターなどが燃える「その他火災」で5,341件、次いで「車両火災」の1,953件となります。

また、火災の種類ごとに「放火火災」の占める割合を見てみると、最も高い「その他火災」では36.9%、第2位の「車両火災」では26.5%となっており、これらの火災についての対策を考える際には、「放火火災」対策が特に大きなウェートを占めることがわかります。

### 【放火の多い建物は】

どんな用途の建物が放火されやすいのでしょうか。平成9年の数字で見えてみましょう(表1)。

表1 防火対象物の用途別放火火災の実態(平成9年中)

対象物名称	防火対象物数	総火災件数	放火火災件数	1万対象当たりの放火火災(件)	火災100件当たりの放火火災(%)	
一般住宅	—	13,125	1,537	—	11.6	
併用住宅	—	1,358	160	—	11.8	
共同住宅	(5) □	934,486	4,698	1,030	11.0	21.9
劇場等	イ	3,816	22	11	28.8	50.0
公会堂等	(1) □	59,575	72	20	3.4	27.8
キャバレー等	イ	1,443	24	5	34.7	20.8
遊技場等	(2) □	17,573	121	25	14.2	20.7
料理店等	イ	6,550	39	6	9.2	15.4
飲食店	(3) □	71,336	559	91	12.8	16.3
物品販売店等	(4)	126,015	475	196	15.6	41.3
旅館・ホテル	(5)	83,968	180	26	3.1	14.4
病院等	イ	56,476	140	53	9.4	37.9
社会福祉施設	(6) □	48,619	73	9	1.9	12.3
学校	(7)	128,755	419	196	15.2	46.8
停車場等	(10)	3,429	60	37	107.9	51.7
神社・寺院等	(11)	46,810	150	57	12.2	38.0
工場・作業場	(12) イ	537,466	2,532	181	3.4	7.2
駐車場等	(13) イ	38,168	135	56	14.7	41.5
倉庫	(14)	311,669	934	221	7.1	23.7
事務所等	(15)	362,644	849	219	6.0	25.8
特定複合	イ	344,547	2,387	568	16.5	23.8
非特定複合	(16) □	210,868	1,291	289	13.7	22.4

※放火・放火の疑いを含む

件数的に見ると、圧倒的に多いのが一般住宅（1,537件）と共同住宅（1,030件）で、雑居ビル（857件）がこれに続いています。ちなみに、44人の死者を出した平成13年の新宿雑居ビルの火災も放火の可能性が疑われています。

その他の用途では、倉庫（221件）、事務所等（219件）、学校（196件）、店舗（196件）などが多くなっています。

1万対象当たりの放火件数で見ると、「停車場等」の107.9件が飛び抜けており、次いでキャバレー等（34.7件）、劇場等（28.8件）が特に多くなっています。

用途別の火災件数に占める放火火災の割合で見ると、停車場等（61.7%）、劇場等（50.0%）に次いで、学校（46.8%）、駐車場等（41.5%）、店舗（41.3%）などが高くなっています。その次に高いのが神社・寺院等（38.0%）、病院等（37.9%）となっているのも気になるところです。

これらの用途を概観すると、「外部から人目につかない場所に接近しやすい建物ほど放火されやすい」と要約することが出来るでしょう。

#### 【どこのどんな物に放火されるか】

建物火災の場合、「共用部分」に放火される場合が23.5%（平成8年以下同じ）で最も多く、次いで「倉庫・物置」（23.0%）、「屋上、ベランダ、屋根裏、床下、外周部等」（19.4%）の順になっています。当然のことながら、「外部から接近しやすいところに放火される」ということです。

建物火災の場合、放火される物として最も多いのは「繊維類」で36.5%、次が「屑類」で20.2%です。手近な布や紙屑などが火をつけられていることがうかがえます。

放火されやすい場所のデータと合わせると、「外部から接近しやすいところに布や紙屑などがあると放火されやすい」と言うことがわかります。「建物の周りに燃えやすいものを放置しない」というのが放火対策の基本だということなのです。

ただ、放火される物の第3位が「引火性液体類」（7.4%）となっていることには留意しなければなりません。ガソリンや灯油などを持ち込んで火をつけることも結構ある、ということだからです。

建物火災以外の場合は、放火される場所と物として最も多いのが「建物の敷地内にある繊維類、屑類、枯れ草、郵便・新聞受けなど」で21.0%、2番目が「自動車等の外周部」(10.4%)、3番目が「道路に放置された繊維類、屑類、ゴミ箱等」(9.1%)となっています。道路上のものに火をつけるより、建物敷地内に入り込んで火をつける方が多いということに注意しなければなりません。

また、「自動車等の外周部」として車やバイクのボディカバーがねらわれています。このようなデータを見ると、自動車やバイクのボディカバーを燃えにくいものにする(防炎化)と、放火による被害が少なくなることも良く理解出来るでしょう。

#### [単一放火と連続放火]

放火には、一人の放火犯が1回だけ放火するケース(単一放火)と、何度も放火するケース(連続放火)とがあります。

単一放火は、怨恨や保険金目当てなどの理由でターゲットを定めて放火するケースが多く、連続放火は、ストレスの解消やスリルや興奮を求めて行った放火が癖になり何度も繰り返すようになってしまうケースが多いと言われています。

このため、単一放火と連続放火とでは、その傾向に違いが見られます。

単一放火の場合は、「繁華街で建物が密集している地区」の「道路が狭く入り込んだ見通しの悪い場所」で「専用住宅の外周部」や「道路上の可燃物」に「深夜、人通りが少ない時間帯」に放火される、というのが調査から得られた典型的なモデルです。

一方、連続放火の場合は、「市街化の進む地区」や「飲食店、住居が混在した地区」の「通りから入った死角になる場所」や「街灯が少なく暗い場所」で「駐車中の車両等」や「道路上の可燃物」に「深夜、人通りが少ない時間帯」に放火される、というモデルになります。

この両者の傾向の違いを知っておくと、地域で放火対策を考える際に有効な場合があります。

#### [放火犯のプロフィール]

平成2年から6年までに放火犯として捕まった3,212人について、そのプ



プロフィールを見てみましょう。

年齢別に見ると、「40～49歳」が22.5%で最も多く、次いで「20～29歳」の21.7%、「30～39歳」の19.1%となっており、働き盛りの壮年層が多いことがわかります。

職業別に見ると、最も多いのが「無職」の39.2%です。2位、3位は省略しますが、第4位に「中学生」(4.5%)が入っていることは注目されます。「高校生」(2.2%)、「大学生」(0.6%)に比べて格段に多くなっているのは、思春期の不安定な精神状態が関係しているのでしょうか。ストレスのたまりそうな「予備校生」が0.1%と少ないのも、意外と言えば意外です。

動機から見ると、「恨み・仕返し」の26.5%が圧倒的に多く、第2位が「精神障害・薬物・酩酊」(12.7%)、第3位が「遊び・スリル」(8.9%)、第4位が「痴情・嫉妬」(4.6%)、第5位「自己顕示」(3.8%)と続いています。アメリカなどで多いと言われる「保険金目当て」は2.4%で第6位です。

「この家に火をつけよう」とターゲットを決めて放火する例が意外に多いように見えますが、このデータが放火犯として捕まった人の統計だということをお忘れではありません。動機のはっきりしている放火犯の方が捕まりやすいでしょうし、放火も1件限りのものが多いでしょう。これに対し、いわゆる「愉快犯」の場合は、捕まりにくいし、捕まるまで何度も放火している可能性が高いのです。放火件数に占める割合で見ると、かなり違った結果になると思います。

### (3)放火自殺の実態

**【日本は放火自殺者が異常に多い】**

日本の放火問題を考える時、「放火自殺」のことは避けて通れません。「放火自殺」とは、自殺のために自分自身や自分がある建物や車などに放火することで、ガソリンなどをかぶって火をつけるいわゆる「焼身自殺」が典型です。

放火自殺者の数は平成15年で815人ですが、これは火災による死者数(2,248人)の36.3%にも当たります。火災による死者の中にこれだけ高い比率で放火自殺者が含まれていると、防火安全対策の効果の検証などに支障が

生じます。このため、日本の火災統計では、「火災による死者」は、放火自殺者を「含む」か「含まない」かを必ず区別して表現するようにしているくらいです。

諸外国の火災統計で、このように「放火自殺者」を区別しているものは（調べた限りでは）ありません。昨年の韓国の地下鉄火災を考えれば、「放火自殺」そのものは諸外国にも結構あるのだと思います。日本の「放火自殺」がこのように多いのが日本特有の現象なのか、諸外国では「放火自殺」を火災統計の中に入れていないだけなのかはよくわかりませんが、諸外国の専門家と話をした限りでは、「日本独特の現象ではないか」というのが私の考えです。

#### 【放火自殺者が増え始めたのは昭和41年以降】

火災統計に放火自殺が初めて位置づけられたのは昭和41年（1966年）のことで、その数は47人、火災による死者数（1,111人）の4.2%でした。当時、ベトナム戦争に反対するため、ベトナムの僧侶が次々に焼身自殺を凶ったことが大きく報道されました。そのことが少なからず関係しているのではないかと、というのが私の推測です。

以後放火自殺者数は増え続け、昭和63年（1988年）に950人（火災による死者の44.9%）でピークとなります。その後は減少傾向となりますが、経済社会の低迷のせいも、平成7年（1995年）の536人を境に再び増加傾向を示しています。

#### 【放火自殺者は壮年層が多い】

平成14年中の放火自殺者（863人）を年齢別に見ると、50歳代が282人（32.7%）と圧倒的に多くなっています。次いで40歳代が168人（19.4%）、60歳代が150人（17.3%）となっており、壮年層が放火自殺者の中心となっていることがわかります。50歳代の放火自殺者数は、20歳代の4.5倍にもなります。

また、男女別に見ると、男性が589人で女性（263人）の2.2倍以上になっています。

放火自殺者の最も多い世代は次第に上昇しており、1979年（昭和54年）には30歳代でしたが、1995年（平成7年）には40歳代、2000年（平成13年）に

は50歳代となっています。男女の比率も最近になって大きく広がる傾向が見られます。また、職業別に見ると、最近は「無職」が大幅に増えているのが目につきます。

いずれも、経済社会が低迷している状況が影を落としていることがうかがえます。

#### 〔放火自殺は屋外が多い〕

前出の報告書の調査結果（データは平成7～8年）を見ると、半数弱の人が「屋外」で放火自殺しています。「自動車の運転席」（16%）と合わせると、放火自殺者の3分の2は他人に迷惑のかからない場所で焼身自殺していることになります。しかし、残りの3分の1強の人は建物内部で放火することにより自殺を図っており、この結果、放火自殺の巻き添えにより、年に10～20人が亡くなっています

## 2 放火火災の防止対策

### 〔放火の防止は「手間」と「人目」がキーワード〕

「放火火災の防止」の基本は「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ということです。このことを基本目標として、住宅や建物ごとの放火火災予防対策、地域ぐるみの活動、安全な町づくり、広報や防火教育、行政の取り組みなどを行っていくことが必要です。

「放火されない」ための基本は、「放火されにくい環境を作っておく」ということです。

放火の実態を分析すれば、放火しようとした時に、手間がかかったり人目につきやすかったりすればやりにくいことは明らかです。対症的には、「手間」と「人目」をキーワードに、出来るだけ放火されにくい環境を作っていくことが基本になります。

### (1)住宅の放火対策

#### 〔戸建て住宅の放火対策〕

戸建て住宅の場合、放火されないようにするにはどうしたらよいでしょうか。

放火犯に「手間をかけさせる」手段としては、「燃えやすいものを自宅の周囲に置かない」ことが基本です。不用となった家財、廃材、古新聞などの可燃物を自宅の周囲に不用意に放置したり、夜のうちにゴミを出したりすることなどは論外です。

少し長く家をあける時には、新聞がたまらないように配達を止めるとか、近隣の親しい人に郵便物を預かってもらうなどの配慮も必要です。

また、車のボディカバーを燃えにくい「防災品」にしておくと、なかなか火がつかないので効果があります。

外出時や就寝時は、住宅だけでなく、敷地の入り口、車庫、倉庫等は必ず施錠します。侵入されて窃盗の上放火、などということのないようにすることは当然ですが、窓の隙間から火のついた紙屑を放り込まれたりすることもあるからです。

「人目を気にさせる」には、夜間照明で家の周囲を明るくする、門灯は終夜点灯する、暗い入り隅などの死角を作らない（どうしても死角ができる場合はそこに絶対に可燃物を置かない）、塀を金網にするなど敷地内を外から見えるようにする、などの対策が効果的です。

人の動きを感知して点灯する防犯照明を住宅周囲の要所に設置することなどは、費用の割にとっても効果があります。

### 【ご近所の底力】

放火を防止するには、個人の方だけでは限界があります

夜間のゴミ出し禁止を徹底したり、住宅周囲に可燃物を放置しないようにしたり、門灯を終夜点灯したり、自宅の庭の低木を刈り込んだりするには、自治会などで申し合わせをし、みんなで守っていくことが必要です。共用の空き地の低木を刈り込んだり高木の下枝を落としたりして、見通しを良くするなど、近所の人達が協力して活動しなければならぬこともあります。このような活動を通じて、近所の人達が知り合いになり、日常意識して挨拶するような地域には、よそ者が入って来て放火することは難しいでしょう。

また、街灯を増設したり、ゴミが捨てられている空き地を小公園に整備したり、空き家や空き地の管理を持ち主に徹底させたりするには市町村の力を借りる必要がありますが、これらの施策を個別に自治体に要求していくのも、

地域の人達の一致した運動が最も効果があります。

近隣で連続放火事件が起こった場合には、夜間パトロールをしたり、ゴミ置き場の近くに防犯照明を設置するなど、普段より一段上の対策が必要になります。そのような場合にも、地域の人達の協力と団結が不可欠です。

このように、放火対策には、今はやりの「ご近所の底力」が必要で、効果も高いのです。

#### **[共同住宅や団地などの場合]**

共同住宅や団地などの場合は、居住者以外の人への出入りが容易だったり、居住者間のコミュニケーションが希薄だったりするケースが多く、死角となる場所も多いので、放火される可能性は高くなります。建物が耐火構造の場合が多く、個々の住戸へのダメージが少ないのが救いです。

住戸の外にモノを放置しないよう管理を強化すること、自転車置き場や駐車場、ゴミ集積所等の周囲の照明を明るくすることなど、管理組合や自治会などが音頭をとって、居住者全員で行う対策が必要になります。

共同住宅の場合は、住民どうしの連帯感やコミュニケーションの不足が指摘されていますが、管理組合があるため、「住宅管理」の一貫としてきちんとした放火対策を徹底できる可能性もあります。上記「ご近所の底力」で例示した活動などと合わせて、居住者が一体となった対策をとっていくと良いでしょう。

## **(2)事業所の放火防止対策**

### **[事業所の放火と防火管理]**

建物に対する放火の6割近くは住宅や共同住宅以外の建物（ここでは「事業所」と言うことにします）を狙ったものです。また、事業所火災の2割以上は放火によるものです。

このため、放火火災対策は、事業所の防火管理者の最も重要な仕事の1つになります。

事業所は、不特定多数の人が利用するデパートや劇場から、ほとんど人がいない倉庫まで、その態様は様々ですので、放火対策を考える場合には、その施設の特性に合わせる必要があります。

事業所の放火対策のうち、「放火されない環境づくり」の基本は、住宅の場合と同様「手間」と「人目」です。既に述べた住宅の放火対策の考え方の多くは事業所にも応用可能ですが、それらに加え、以下のような事業所特有の対策を考える必要があります。

#### 【入退出管理の徹底】

事業所の場合、「放火するには手間がかかる」ようにする対策で最も効果があるのは入退出管理の徹底です。「どこでも良いから放火しよう」と思っている放火犯が、わざわざ身分証明書を見せなければ入れないような敷地や建物に入って放火する可能性は極めて低いからです

#### 【立入禁止の徹底】

不特定多数の人が自由に出入り出来る施設の場合、放火犯が「人目がない部分」に接近すると放火される可能性が高くなります。

このため、まず「関係者以外立入禁止」を徹底することが必要です。特に、飲食店や物品販売店舗等と事務所等が混在する施設では、時間帯によっては「店舗部分には多数の客がいるのに事務所部分は無人」ということがあります。こんな時に放火犯に事務所部分に入り込まれると、放火された場合の人命危険が極めて高くなりますので、絶対に防がなければなりません。

「立入禁止」を徹底するには、施錠やシャッターなどで物理的に出入り口を制限した上で、出入り口部分にガードマンなどを配置して入退出管理を行うのが基本です。

#### 【監視の厳しさのアピール】

不特定多数の人が利用する部分では、トイレ、階段、廊下の入り隅などが放火される場所の定番です。普段あまり使わない階段に可燃物を放置するなどということは、放火を誘っているようなものです。また、家具売場、布団売場など、客の密度が低いのに死角が多く可燃物が多い場所は、特に注意しなければなりません。

これらの部分は立入禁止にするわけにはいきませんので、「見られている」、「監視されている」と放火犯に意識させるようにすることがポイントです。従業員やガードマンの見回り、監視カメラの設置などを意識的にアピールして「この施設は監視が厳しい」と思わせなければなりません。この手法は、

施錠していない「立入禁止」場所への入り口にガードマンなどを配置出来ないような場合にも有効です。

#### **[炎感知器の設置]**

「放火されても被害を拡大させない」対策は、火災の早期発見、初期消火、迅速な通報・連絡と避難誘導など、基本的には通常の火災対策と同じです。ただ、建物の外部に放火される可能性がある場合は、炎のちらつきを感知して警報を発する「炎感知器」を要所に設置することも考える必要があります。特に、外部から接近しやすい場所にある神社・仏閣などの文化財、危険物の倉庫などの場合は必須アイテムと言えるでしょう。

### **3 放火火災防止対策についての消防庁の取り組み**

#### **[放火火災予防対策マニュアル]**

放火火災の防止対策の基本は、社会全体にこれまで述べてきたような「手間」と「人目」を基本とする対策を中心とした「放火させない、されない環境づくり」を定着させることです。これにより、「放火」という手段でストレスの解消を図ることがしにくくなり、放火の減少につながると考えられるからです。

このため、消防庁では、既に述べたように平成11年度に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国の消防機関に配布しています。

このマニュアルには、建物の用途別に放火火災予防対策を細かく例示するとともに、放火火災予防のための広報文の作成要領や広報文の例、学校、家庭、地域それぞれにおける放火火災予防教育の方法や内容、町ごとの放火されにくさの診断方法、放火防止に効果のある設備や機器の紹介、行政面からの放火火災予防対策の進め方などが詳しく述べられています。

現在、全国の消防機関では、機会をとらえて、このマニュアルをベースとした放火対策を進めています。まだまだ不十分で放火火災の減少には至っていません。今後とも地域社会に放火火災予防対策の普及と定着をねばり強く行っていく必要があります。

#### **[全国の連続放火対策事例の収集と紹介]**

ある地域で連続放火事件が発生した場合には、一般的な放火火災予防対策

から一段階上げた対策が必要になります。

連続放火事件が発生すると、所轄の消防機関は関係機関や地域住民と協力しながら様々な対策を講じます。その中には、非常に効果を上げた対策もあります。例えば、連続放火事件発生地域で、「消防車のサイレンの音が聞こえたら、一齐に灯りを点けて窓を開けてください」と申し合わせたら、ピタッと放火が起こらなくなった、という例があります。隣接地域に連続放火が移ったという報告もあるのですが、対症療法としては非常に効果があるのだと思います。

消防庁では、全国で工夫されているこの種の対策を収集するとともに、国に専門家を含めた連続放火対策チームを設置して、連続放火事件が発生している地域の消防本部と協力して対策を考え、その地域で実施してみて効果を検証しています。

#### 【放火監視カメラの開発と普及】

また、今年度の予算で、炎感知器とデジタルカメラを組み合わせた「放火監視カメラ」を開発中です。連続放火が発生している地域にこのカメラを設置して、放火の抑止力にするとともにあわよくば放火犯の逮捕につなげようというわけです。現在、名古屋市消防局の開発したカメラを連続放火が発生している松戸市と八尾市に設置して、検証を行っているところです。両市における検証により、効果的な設置位置、プライバシーの侵害など住民感情との調整、広報のあり方、ダミーの効果などについてのノウハウを蓄積し、全国の消防機関にお伝えしていく予定です。

#### 【放火火災防止対策戦略プラン】

以上述べてきたように、放火の実態については既に詳細な分析が行われており、それに基づき放火対策の方法論についてもこれまでに概ね出そろっています。これからは、全ての市町村において、地域の実情に合った効果的な放火対策をどうやって実施していくか、という段階にきています。

このため、消防庁では、地域や自治体において放火対策の実施状況に関する自己評価を行い、自ら放火対策の改善を進めていけるよう、評価指針を作成中です。この評価指針としては、レーダーチャートのような形で、それぞれの放火対策の現状を分析し、バランスのとれた効果的な対策を実施してい



けるようなものを検討しているところです

評価指針で地域や自治体の放火対策を自己評価し、放火対策の様々なメニューの中からそれぞれの実情に合った効果的な対策を実践していけるようにするため、今年度の事業として、一連の対策とその進め方をパッケージにした「放火火災防止対策戦略プラン」をお示しすることとしています。

また、来年度は、この「放火火災防止対策戦略プラン」をコンピューター化し、消防庁のホームページに載せることにより、地域や自治体の人たちが、コンピューターの画面の指示に従ってそれぞれに適した放火対策を講じていけるようなシステムを構築して行く予定です

消防庁では、このような戦略により、日本全体の放火対策のレベルアップを図り、一直線に増加してきた放火件数に歯止めをかけ、他の火災要因同様、減少傾向に向かうようにしていきたいと考えています。